

議案第11号

専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算）

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年7月30日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

（提案理由）

広島県後期高齢者医療広域連合被保険者証の交付業務について、被保険者証の有効期限等を考慮した上で、事務の適正化及び効率化を図るため委託期間を平成20年度から平成21年度とするために必要となった平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の補正について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、この案を提出する。

別 紙

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成20年 5月 1日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
被保険者証等印刷封入業務委託料（平成20～21年分）	平成21年度 4月1日から6月30日 まで	千円 615

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支
出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県 支出金	地方債	その他	
1 被保険者証等 印刷封入業務 委託料(平成 20~21年分)	千円 615	—	千円 0	平成21年度 4月1日 ～ 6月30日	千円 615	千円 0	千円 0	千円 0	千円 615